

## 第431回南国市議会定例会会議録

第2日 令和5年9月5日 火曜日

### 出席議員

1番 杉本 理	2番 丁野 美香
3番 西山 明彦	4番 神崎 隆代
5番 植田 豊	6番 西本 良平
7番 浜田 憲雄	8番 斉藤 喜美子
9番 岩松 永治	10番 西川 潔
11番 土居 恒夫	12番 有沢 芳郎
13番 中山 研心	14番 前田 学浩
15番 村田 敦子	16番 岡崎 純男
17番 野村 新作	18番 浜田 和子
19番 土居 篤男	20番 福田 佐和子
21番 今西 忠良	

—\*—

### 欠席議員

なし

—\*—

### 出席要求による出席者

市長 平山 耕三	副市長 村田 功
副市長 北條 邦寿	参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 中島 章
参事兼財政課長 渡部 靖	参事兼企画課長 松木 和哉
情報政策課長 竹村 亜希子	危機管理課長 山田 恭輔
税務課長 高野 正和	市民課長 高橋 元和
子育て支援課長 長野 洋高	長寿支援課長 中村 俊一
保健福祉センター 所長 藤宗 歩	環境課長 横山 聖二
農林水産課長 古田 修章	農地整備課長 田所 卓也
商工観光課長 山崎 伸二	建設課長 橋詰 徳幸
地籍調査課長 吉本 晶先	都市整備課長 若枝 実

住宅課長	松岡千左	上下水道局長	濱田秀志
会計管理者兼 参事兼会計課長	秋田節夫	福祉事務所長	天羽庸泰
教育長	竹内信人	教育次長兼 学校教育課長	溝渕浩芳
生涯学習課長	前田康喜	監査委員局長	中村比早子
農業委員会会長	濱田好典	農務委員局長	弘田明平
消防長	小松和英		

＊

#### 議会事務局職員出席者

事務局長	野口裕介	次長	門脇智哉
書記	三谷容子		

＊

#### 議事日程

令和5年9月5日 火曜日 午前10時開議

#### 第1 一般質問

＊

#### 本日の会議に付した事件

##### 日程第1 一般質問

＊

午前10時 開議

○議長（浜田和子） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

＊

#### 一般質問

○議長（浜田和子） 日程により一般質問を行います。

順次質問を許します。

村田敦子議員の発言の順位であります。現在議場においでませんので、会議規則第51条第4項の規定により通告の効力を失いました。3番西山明彦議員。

〔3番 西山明彦議員発言席〕

○3番（西山明彦） おはようございます。議席番号3番の西山明彦でございます。

突然トップバッターになりましたので焦っておりますけれども、質問させていただきます。

9月になって、暦の上では秋ですけれども、まだまだ残暑厳しい日々が続いております。昨日は県内でこの夏一番の暑さとなって、高知市では37.3度、南国市の後免でも35.6度と、今年初めて猛暑日となったとのこと。また、異常気象、特に線状降水帯が全国各地で災害をもたらしております。被災された方々には心からお見舞いを申し上げます。

そんな中ですが、コロナ禍で中止となっていた様々な行事が4年ぶりに復活しており、南国市でも先日まほろば祭りが復活しました。この夏の暑い中でスポーツが非常に盛んで、世界陸上から始まりましたけども、最近ではバスケットが非常に盛り上がっております。そんな中でも、全国中学校体育大会において、大篠小学校出身の岡林結衣さんが100メートル走で、昨年の200メートル走に引き続いて優勝されたという本当にうれしいニュースがありました。小学6年生から今年まで3年連続の日本一ということは、本当にすごいことだと思います。香長中学校ではなくて大津中学校というのが、少々残念ではありますが、香長中学校では野球が5年ぶりに県大会で優勝するなど、南国市の児童生徒の皆さんの活躍は本当にうれしいと思います。

このように、子供たちから元気と勇気をもらいながら迎えました今期最後の定例会となりますけれども、第431回令和5年9月定例会の一般質問を一問一答形式で行わせていただきます。

今回、私が通告させていただいた質問は、1、国営圃場整備事業、2、子育て支援、3、新型コロナウイルス対策の3項目であります。順次質問させていただきますので、御答弁をよろしく願います。

まず、国営圃場整備事業について質問します。

国営圃場整備事業については、橋詰前市長のときに検討され始めて、平山市長がそれを引き継いで本格的な事業化を進められました。まず初めに、この国営圃場整備事業の当初の事業計画はどのようなものであったか。具体的にはいつからいつまでの計画で、その面積規模と取り組む地域はどうなっているのか、改めて振り返って確認したいと思います。

○議長（浜田和子） 農地整備課長。

○農地整備課長（田所卓也） 国営圃場整備事業は、耕作放棄地を含めた農地の土地利用を計画的に再編するとともに、湛水被害を解消し、さらに担い手への農地の利用集積を進めることにより、農業生産性と収益の向上及び耕作放棄地の解消、発生防止による優良農地の確保を図り、農業の振興と地域の活性化に資することを目的とし、令和2年度から事業に着手しております。具体的には、浜改田西部、里改田、片山、稲生、下島、久枝、本村、王子中・南、物部、能間、住吉野、堀ノ内、廿枝、北小籠、国分の市内15工区522ヘクタールでの区画整理と、あ

わせまして稲生工区では農業用排水施設の整備を行うもので、総面積526ヘクタール、総事業費210億円をかけて、令和11年度完了を目指して整備する計画となっております。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 昨年度本格的な工事が始まりまして、既に久枝工区と能間工区の先行工区の工事が完了して、今年米の作付も行われました。けれども、昨年度実施予定であった下島工区は、入札が不落となって着工が遅れましたし、今年度実施予定の能間工区の残りの区画についても入札が不落になったと。計画に遅れが出ております。では、現在の進捗状況はどうなってるのか、お答えください。

○議長（浜田和子） 農地整備課長。

○農地整備課長（田所卓也） 現在、下島工区の2区画、浜改田西部工区の2区画、能間工区の2区画で工事が施工中であり、能間工区につきましては、不落となった1区画を分割し、再度入札に向けて工事の公告がされているところであります。その他の工区につきましては、関係機関と調整しながら、換地作業や設計作業を進めているところであります。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 入札が不落になるというようなことで、なかなか計画どおりで進んでいないようですけれども、計画どおりに進まない原因はどこにあるとお考えですか。

○議長（浜田和子） 農地整備課長。

○農地整備課長（田所卓也） 工事の実施におきまして、一部では入札不落や世界的な半導体の入手困難な状況など、不測の事態による工事遅延が生じておりますが、事業全体としてはおおむね予定どおりに進められていると考えております。今後も、予算の確保や埋蔵文化財の出現などの不確定要素はありますが、円滑な事業の推進が図られるよう、市としても引き続き全力を挙げて取り組んでまいります。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） おおむね予定どおりに進んでいるという認識のようですけれども、事業全体から見てそのような認識になるのかも分かりませんが、地元とはかなり認識がかけ離れているのではないかと思います。各地域からしたら自分の工区の工事、これが全てです。遅れが出たら、やはり遅れたというのが地元の認識だと思います。もう少し、個々の農業者の目線を大切にしていきたいというふうに思います。

昨年度に実施予定の下島工区において、入札が不落だったために工区を3分割した経緯があります。今年度着工予定の能間工区の残りの区画が不落になったことについて、その経験が生

かされていないのではないかと思います。どうお考えでしょうか。

○議長（浜田和子） 農地整備課長。

○農地整備課長（田所卓也） これまでの工事につきましては、施工業者の手持ち工事の状況、技術者不足や他の公共事業との兼ね合いなどから、入札参加者が少ない状況だったと伺っております。また、近年、圃場整備事業などの基盤整備工事が県内であまり行われておらず、事業者が工事に必要なブルドーザーなどの重機を所有していないことも大きな原因ではないかと考えております。国からは、工事発注に当たり、県内事業者にアンケート調査を実施した結果なども参考していると伺っており、下島での件も踏まえて総合的に判断されたものと考えております。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 国のほうでは業者へのアンケートも取られたということですが、様々な要因はあるかもしれませんが、何か判断が甘いのではないかと、そんなに感じます。先ほども申し上げましたが、能間工区についても、下島の経験も生かされずに結局不落となって、予定どおりに工事に入っていないという状況です。では、どう対処されようかと考えておられますか。

○議長（浜田和子） 農地整備課長。

○農地整備課長（田所卓也） 現在、不落となった区画を分割して再公告がなされております。いずれにしても、早期に工事着工されるよう最優先で取り組んでいただくよう、国に対して要望しているところでございます。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 結局、下島と同じように工区の分割ということで対応されたということですが、今の業者の事情を踏まえても、認識等それから実施の仕方が甘いのではないかと私は思います。あくまでも国の事業ということで南国市に決定権がなく、国の方針が優先されて、南国市の自由度は限られていると思いますけれども、計画年度内の事業実施、そして何よりも本市の農業振興に向けて今後ますます御努力をいただきたいと思います。

ところで、今お答えいただいたように、事業が計画どおりに進まずに遅れている、そのために作付ができない、そんな状況が発生してるわけです。

そこで、次の農業者の所得補償について質問します。

現在、現実に工事の着工が遅れて、作付ができない状況が発生しています。予定どおりに作付できないことに対する補償はどうなっているのでしょうか。

○議長（浜田和子） 農地整備課長。

○農地整備課長（田所卓也） 工事予定の区画の皆様方には、工事の前年には翌年の苗の注文を止めていただき、工事に伴う1年間の休作をお願いしております。工事が予定どおりに進まなければ、2年間の休作を余儀なくされることとなりますが、国営事業ではそれに対する補償の取扱いは行っていないと伺っております。また、県営の圃場整備事業におきましても、補償を行った事例はないと伺っております。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 補償がないと。では、その農業者の生活はどうなるのか。計画どおりに進んでいけば、予定の工事期間に作れないことは農業者も納得の上です。その1年についてはそう納得されていると思いますけれども、着工が遅れてもう一年作れなければ、当然その分の収入もなくなるわけです。来年は稲を植えようかと準備していたのに、その準備が無駄になるということです。工事着工がいつになるのか、それによって稲作の準備もずれていくわけです。

今後、圃場整備を予定されている地域の皆さんも、そんなことがあるならやめておくといったようなことになるのではないのでしょうか。そのような声はないのでしょうか。もし、やっぱりやめたという地区が出てきた場合、この事業そのものは大丈夫なのでしょう。仮定の話になりますが、そういった懸念も念頭に置いて対応しなければならないと思います。いかがでしょうか。

○議長（浜田和子） 農地整備課長。

○農地整備課長（田所卓也） 西山議員が言われるとおり、2年間も休作となると生活ができないというお声をお聞きします。国営圃場整備事業は、南国市の基幹産業である農業を将来にわたって維持発展させるために必要な事業であり、地域の95%を超える皆様方の同意をいただいて進めている事業であります。同意をいただいた皆様方が、事業に対し不安を抱くようなことが起こらないよう、計画されている全ての農地の整備が早期に完成するよう努めてまいります。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 同意された方が不安を抱くことがないようにということですが、今回私が言いたいのは、農業者の所得補償に責任を持てと、そういうことです。事業そのものについては合意をして進められていますけれども、事業、工事が遅れることは農業者には前提にありません。ましてや、事業が遅れて作物が作れない。そこには、農業者には責任がないのです。入札については不落になったということですが、行政の責任と言えます。事業が遅れて

作付ができない期間の所得補償はきちんと対応すべきではないでしょうか。市長、どうでしょうか。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） 工事の不測の事態におきましての補償については、先ほど農地整備課長も答弁いたしました。今まで国営事業ではその補償の取扱いは行ってないということでございますし、数々県営事業でも圃場整備を行ってきておりますが、そういった事例はないというように聞いておるところでございます。なかなか難しいと思っております。以上です。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 事業が国の事業であること、そして今回の圃場整備に地域が同意したけれども、やはりもともと提案してきたのは行政側です。平山市長は、1期目の公約でも2期目の公約でも、圃場整備事業を重要施策に掲げられておられます。今後の円滑な事業推進のためにも、そして何よりも農業者の生活を守っていくためにも、現在のような事業の遅れによる農業者の減収に対して、市として責任を持っていただきたい。農業者にしわ寄せを持っていかないでいただきたい。再度市長に要請しますが、市として今回のような状態による農業者への所得補償を求めます。市長、いかがですか。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） 市としましても、今まで事業を推進するという立場から、集積、集約が目標どおりに達成すれば地元の負担が要らなくなるような、そういった負担軽減策というのは、今基金も造成して進めておるところでございます。今回の工事についての不調、不落につきまして、そういった遅れということに対します休作補償というのは、市が補償することは難しいとやはり考えております。以上です。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 集積ということをして市長は言われましたけれども、それによって負担軽減策が行われているということですが、それは地元の努力ですけれども、要はその担い手、集積という制度内のことで知恵を出して対応していただいたということです。今は現実に工事が遅れて、農業者にしわ寄せが来ているのです。もう一回市長に確認したいんですが、市単独でも何とかできないでしょうか、お答えください。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） 現在のところ、休作についての補償というのは、今先ほど西山議員もおっしゃるとおり、下島地区でももう既に発生しているわけです。そういったことで、御理解を

いただいて今事業を進めておりますので、今のところそういった休業補償、休作の補償というのは考えてないところです。以上でございます。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 1年作れんのはもちろん納得の上、当然のことですけれども、もう一年作れなくなったと。やはり、農業者の生活を守っていく上でも何とかしていただきたいというふうに思うわけです。着工の遅れだけでなく、区画内の農道水路の整備に伴って、ここは作らずに空けておいてくれということもあると聞きました。また、工事の遅れは能間だけでなく、下流域にも影響が出てきます。水利としては、能間の下流は田井部落ということですが、圃場整備での水路の工事の進捗が当然下流域にも影響するわけです。その地域は今回の圃場整備には参加していないわけですけれども、ぜひ決定して地元へ伝え、期間内に工事が完了するように、遅れが出ないように御努力をお願いしたいというふうに思います。国営事業ですので、市の方針はなかなかいきませんが、やはり補償というのは市単独でも可能ではないかと考えますので、よろしくをお願いします。

関連して少しお伺いしたいのですが、能間工区でのハウス園芸団地の整備計画はどうなっていますか。応募はあったのでしょうか。

○議長（浜田和子） 農地整備課長。

○農地整備課長（田所卓也） 能間工区に計画しているハウス園芸団地への企業参入につきましては、令和3年12月からの公募期間中に1社から応募がありましたが、令和4年度に入り辞退の申出がありました。また、再募集を行って残る2区画への応募もなかったことから、高知県と連携して事業者への情報提供に努めてまいりました。現時点では、2社が参入の意向があるというふうに伺っております。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） このハウスの計画も、思い描いてたとおりになかなか進んでいないと。絵に描いただけにならないように願っております。ハウスの整備については、ボーリング調査をするためということですが、これだけ空けておいてくれと平気で言ってくると地元の世話役の方が言われていました。また、しょっちゅう変更を言ってくるということも言われていました。予定外の不作付には補償をと言いたいです。難しいということですが、農業者の立場を考えていただいて、何とかお願いしたいと再度要望しておきます。

次に、子育て支援について、1つ目に産後ケアについて質問させていただきます。

政府は、親族など周囲の助けを得られずに孤立する母親を支援するため、産後ケアに関して、

育児不安や心身の不調がある場合だけでなく、誰もが出産後の育児相談を受けることができるように利用を促す措置を講じており、6月30日付で自治体に通知したとのこと。現在は、住民非課税世帯について1回当たり5,000円の補助があるようですが、これを利用者全員に1回当たり2,500円を5回まで支援する方向で検討されてるということです。

産後ケア事業は、市町村が実施主体となり、子供が1歳になるまで受けられるようになっていますが、現在は国の実施要項で、心身の不調、または育児不安がある者、また特に支援が必要と認められる者が対象となっており、市町村がその産後ケアの必要性を判断して、対象者を絞り込むようになっているということです。これを産後ケアを必要とする者として、希望者全員が対象となるように改定するとのこと。こども家庭庁によると、現在産後ケアを実施しているのは、全国1,741市区町村のうち1,360自治体ということで、これを来年度、2024年度までに全市区町村に広げるとのことです。

そこでまず、南国市の実態についてはどうなのか。現在は、2021年度から自治体の努力義務となっているようで、南国市の取組について、今議会の市政報告では、訪問型、宿泊型に加えて日中も利用できる通所型もできたということでしたが、南国市の取組をお伺いします。

○議長（浜田和子） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（藤宗 歩） 現在、保健福祉センターでは、南国市に住民票がある市内在住の産後1年未満のお母さんと赤ちゃんを対象に、産後ケアを必要とする希望者全員に対して、訪問型、宿泊型、通所型の3つの型の産後ケア事業を行っています。訪問型は、高知県助産師会に委託した助産師が自宅に訪問し、乳房マッサージを含む乳房ケア、授乳方法、育児等についての助言、支援を行い、宿泊型は24時間体制で、助産師が常駐する施設に母子共に宿泊し、3回の食事の提供とともに、お母さんの産後の健康管理、育児についての助言、支援を行っており、現在は4施設で利用が可能となっています。通所型は、乳房ケア、授乳方法、育児等についての助言、支援のほか、お母さんへの昼食の提供、希望に応じて休息やお母さん同士の交流が可能となっています。利用上限回数及び利用料金につきましては、訪問型は産後12か月までに4回、市民税非課税世帯、生活保護世帯は無料、課税世帯は1回500円、宿泊型は施設により異なりますが、産後4か月または産後12か月までに7日利用でき、1泊2日で課税世帯5,000円、非課税世帯2,500円、生活保護世帯は1,250円、通所型は産後12か月までに7回利用でき、課税世帯2,000円、非課税世帯1,000円、生活保護世帯は500円となっています。以上です。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 詳しい説明ありがとうございました。

現在、対象については、国の要綱にあるケアの必要性などに関わらず、南国市内に住民票がある市内在住の産後1年未満ということで、希望者全員にと独自に対象を広げており、よく取り組まれているというふうに思います。では、実際の利用状況はどうなっているのかお伺いします。

○議長（浜田和子） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（藤宗 歩） 令和4年度の利用実績は、訪問型が延べ48名、宿泊型は3名となっています。令和5年度の利用実績は、8月29日現在、訪問型が延べ33名、宿泊型が2名、通所型は2名となっています。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 今年度、まだ半年にもなってませんが、利用が多くなっているように感じます。今回の国の方針では、努力義務ではなく、対象を拡大して全市区町村での実施を目指しているようですが、今後南国市ではどのように対応していこうとお考えでしょうか。

○議長（浜田和子） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（藤宗 歩） 産後ケア事業につきましては、南国市では訪問型を平成29年10月から、宿泊型を令和2年1月から実施しており、通所型につきましては今年度の6月から開始をしております。産後ケアでは、何をしてくれるのかというイメージがつかないとなかなか利用につながらないので、利用者の声を拾いながら、妊娠届出時や妊婦の転入時、マタニティー教室、新生児訪問時等全ての妊産婦に事業を紹介し、産後すぐに利用できるように妊娠中からの申請も進めています。前回利用した方が今回も利用したいと、経産婦の方の利用も増えています。テレビや、今回のように新聞記事でも取り上げられるようになり、少しずつではありますが産後ケア事業が知られるようになりましたので、これからも丁寧に利用促進を図っていきたいと思います。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） ありがとうございます。

ちょっと話があれなんです、今テレビドラマで、18歳の女子大生が妊娠して、相手に逃げられたため大学を休学して一人で出産したというような物語が放映されております。御覧になっている方もいらっしゃるかもしれませんが、このドラマでは、主人公の女子大生は独り親の元で親の愛情を受けて育て、出産まで、そして産後にも周囲の助けを受けながら育児に取り組んでいますが、それでも産後の大変さが伝わってくる内容となっております。このド

ラマのように、周囲の助けがあっても大変な産後ですけれども、誰にも相談できずに出産を迎えて、新生児を遺棄するというような不幸な事件も発生しております。

今回の国の取組は、産後ケアということで、出産後子供が1歳になるまでの施策のようですが、産後だけではなく、出産が分かった段階から思い悩む方がたくさんいると思いますし、1歳では終わりではありません。妊娠から出産、育児と、やはり関係機関との連携や自治体の体制が課題になってくると思います。そのあたりの取組についてのお考えをお伺いします。

○議長（浜田和子） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（藤宗 歩） 保健福祉センターでは、出産、子育て応援給付金の伴走型相談支援における機会を利用し、妊娠届出時の面接と、出産後は助産師、保健師が全新生児への家庭訪問を行い、妊産婦とその家族を支援しています。ただ、若年妊婦や高齢出産、虐待を受けて育った方、精神的に不安定さがある方、経済的な支援が必要な方など妊産婦の背景が複雑化しており、保健分野だけでは支援し切れない場合は、こども相談係との会議で問題点を共有し、今後の支援について協議しています。また、医大や高知医療センター、JA高知病院とは定期的に妊婦カンファレンスを開催し、地域で気になる妊婦、医療機関から見て気になる妊婦を双方から情報提供して、どのような支援ができるか検討しています。出産後も乳幼児健診で子供の成長を見守り、気になる幼児がいれば園訪問をして、保育士と気になる点を共有し、学齢期の児童については学校教育課の保健師と連携し、問題があれば医療機関等につなぐなど、常に子供に関わる機関と連携しながら、切れ目のない支援を行っています。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 医療機関、また保育所などとも連携されているということですが、いわゆる無園児、保育園に通ってない子供、このような隠れた存在の把握もやはり心配が必要ではないかと思えます。いずれにしても、妊娠から出産、育児、教育に至るまで、安心して子育てできる環境整備が大切です。しっかりと当局にはお願いしたいと思えます。

ところで、先日たまたま宿毛市の広報を拝見していて、宿毛市の産後ケア事業を見ました。それによると、宿毛市では、対象については南国市と同じように、宿毛市に住民票と居住地のある産後1年未満の産婦さんと赤ちゃんとして、1つ目に乳房ケアや授乳方法についての相談（乳房マッサージを含む）、2つ目に出産後の身体的回復についての相談、3つ目に育児や日常生活についての相談、これらについて産後1年までに2回、1回の利用料2時間以内ということですが、この利用料を無料にして実施しているということです。つまり、2回までですが、誰でも無料で利用できるというようになっています。これに対して、南国市では市民

税非課税世帯か生活保護世帯以外は有料ですが、南国市でも誰でもが無料で相談できるようにしていただきたいですが、いかがでしょうか。

○議長（浜田和子） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（藤宗 歩） 保健福祉センターには助産師が常駐していますので、こんにちは赤ちゃん訪問時には乳房のマッサージはできませんが、お母さんの乳房の状態の確認やケアの指導・助言を行い、育児や日常生活についての相談も行っています。また、保健福祉センターで母乳相談も行っており、訪問には抵抗があるが来所なら構わないという方の母乳相談も無料で行っています。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 一定の内容は無料のようではけれども、宿毛市は広報記事を見る限り、今お答えいただいた内容よりももっと多くのことが2回まで誰でも無料になっているというふうに思います。南国市でも、回数制限を設けるにしても、誰もが無料にはできないか。住民基本台帳に基づく南国市の出生数、これを調べてみましたが、ここ5年間、2018年が382人、以降362人、311人、333人、そして昨年の2022年は286人となっています。300人を切ったわけですが、たった4年間で100人近く減少しております。率にすると約25%になります。ちなみに、10年前の2013年は394人、15年前の2008年は464人です。この減少カーブ、これは南国市にとって大変な問題だと思います。

今回、出生数をいかに増やすかということが本来の少子化対策ではないかと思えます。今回の私の提案も、出生数の推移からすれば決して多額の予算になるとは思えません。妊産婦さんにとっては精神的に大きな支えになると思えます。安心して子供を産み育てる環境を整えていただけるようよろしくお願いいたします。今申し上げた出生数の数字を聞いて、市長はどのように感じられたのか。市長の見解と、それから私の提案への所見をお伺いします。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） 今御紹介いただきました出生数の減少ということは、大変危惧をしております。少子化対策にはいろいろとする政策はあるわけですが、今回御提案いただきました産後ケア、宿毛市の2回まで無料ということですが、通所型のみで2回無料にするということについては、費用はそれは大きなものにはならないというようには思うところです。子育て支援の施策につきましては、全体の中でその負担軽減をどう行うかということ、効果、またその財源を考慮しながら今後検討をしてみたいと考えておりまして、その中に産後ケアも含めて考えていきたいと思えます。以上です。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 今後検討ということですが、今申し上げた出生数の減少、これは本当に大きなものです。15年前からいうたら6割ぐらいまで落ちてきちゃうと。300人を切ったと。1日に1人生まれていないと。これが南国市の実態なんです。このあたりをやはり深く受け止めていただきたいというふうに思います。そういう点、子育て支援、出産に関する不安を解消していただくようによろしく願いいたします。

次に、子育て支援の2つ目、学校給食について質問します。

質問の内容は給食費についてです。

私は、これまで一昨年の12月議会、昨年の12月議会と、学校給食の無償化を提案してお願いしてきました。このことについては、予算的になかなか実現が難しいとの答弁です。一方で、新型コロナ対策の地方創生臨時交付金を活用して、今年、昨年度になります。3学期の給食費、それから今回は今年度9月から12月の2学期の給食費が無償化されました。大変素晴らしいことですが、あくまでも国費が入る一時的な対応であって、恒久的な取組ではありません。

そこで、教育長にお伺いしますが、給食費の無償化に向けて教育委員会としてのお考えはいかがでしょうか。

○議長（浜田和子） 教育長。

○教育長（竹内信人） これまでも答弁を差し上げておったことと同じことになるんですが、現在の状況では無償化については大変厳しい状況でございます。ただ、保護者負担の軽減については図っていくべきというふうには考えておりますので、昨年度、また今年度のように保護者負担軽減につながる財源がある場合には、積極的に活用してまいりたいというふうに考えております。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 財源があればということで、保護者からしたらただになったり取られたりとなかなかあれですけども、やはりできるだけ軽減をしていただきたいというふうに思います。改めて市長にお伺いしますが、市長は給食費の無償化に向けての展望はお持ちなのでしょうか。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） もちろん、世の中の今の子育て支援、子育ての負担軽減という中では、給食費の無償化ということも話題に上がってきておるところでございまして、南国市としまし

でも、今回の財源を活用して少しでも負担軽減をという施策を入れさせていただいて、ありがたいという声もいただいております。ですので、今後につきましても、どのような子育て支援負担軽減を進めるかということにつきましては、先ほども申し上げましたが、効果とその財源ということを考えながら進めてまいりたいと思いますし、学校給食の無償化ということにつきましても、それも考慮に入れながら進めてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 無償化に向けての考えがあるのかなのか、ちょっと分からんような御答弁でしたけれども、ぜひ検討をお願いしたいと思います。保育所では、国の制度の対象外である主食まで市独自に無償化されています。市長の英断に敬意を表するところですが、この子育て支援の姿勢を学校給食費にまで広げていただきたいというふうに思います。全額の無償化がなかなかすぐにはできないというのであれば、例えば副食費分についてとか、主食分についてとか、部分的な無償化というようなこともいろいろ方法が考えられると思いますので、子育て世帯の負担軽減策として検討をしていただきたいと思いますというふうに思います。

ところで、今ウクライナ情勢や円安の影響によって、食料品の値上げが際限なく続いています。当然、学校給食の食材の費用も影響が出てきます。このことによる給食費の値上げが心配されますが、どのような状況でしょうか。

○議長（浜田和子） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） 南国市の学校給食で使用する食材につきましても、昨年度と比べますと値段が上がっている食材が多くなっております。昨年度までは、給食費を、給食を提供する際に使用するガス代にも充てておりましたので、本年度からは給食費を全て食材費に充てるようにしておりますが、食材のやりくりをしながら給食の提供を行っている状況でございます。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 様々な経費の中で、食材だけにしたということは大変喜ばしいことですが、食料品の値上げ、これは家計に直撃するわけです。無償化どころか、逆に給食費の値上げは子育て世帯の負担増になります。せめて値上げだけは避けるように御努力いただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（浜田和子） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） 家計への負担軽減については、考えていかなければ

ならないと思っています。一方、学校給食では1食当たりの栄養価が定められておりますので、この基準を下回って提供することはできないと考えております。現在の食材費で定められた栄養価の学校給食を提供することが難しくなった場合には、1食当たりの食材費の見直しは必要だと考えております。1食当たりの食材費の見直しを行う必要が出てきた場合には、保護者からいただいております給食費を幾らにするかといった協議はしていかなければならないと考えております。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 値上げもあり得るというようなお答えですけれども、何とかその値上げだけは避けていただきたいと重ねてお願いしておきます。

次に、子育て支援の3つ目、保育施設の整備についてお伺いします。私は再三質問させていただいておりますが、なかなか前を向いて進んでいかないと感じております。

まず、明見保育所についてです。

この問題は、駐車場の整備と併せてお伺いしてきました。その後の進展はあっているのでしょうか。

○議長（浜田和子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（長野洋高） 明見保育所につきましてですが、現在園舎の西側の土地につき地権者と協議を行っており、基本的には協力いただける旨の返事はいただいております。地権者からは代替地の希望がございますので、現在代替地の確保に向け、交渉を行っているところですが、用地につきましては、園舎の更新も見込んで交渉を行っているところであり、ひとまず駐車場整備に向け、当該土地の測量設計の予算について今議会補正予算に提案させていただいておりますので、御審議のほうよろしくお願ひいたします。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 地権者の問題があつて、なかなかデリケートな部分がありますけれども、確認ですけれども、今議会に駐車場整備に向けた土地の測量設計の予算が提案されてますけれども、先ほどその園舎の更新も見込んでというようなことを言われましたけれども、つまり以前に議会で採択された請願の要望であるホールの増築、具体的な内容は今後のこととしても、それを含めて検討しているということですのでよろしいでしょうか。

○議長（浜田和子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（長野洋高） 具体的な内容につきましては、今後のことにはなります。ただ、そういったことも含めて対応できるよう考えているところではあります。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 明見保育所駐車場、ホールの増築に関する請願、これが議会で採択されてもう四、五年になります。着実に進めていただくようによろしく申し上げます。

次に、里保育所の移転についてです。

津波浸水区域の施設の移転計画として、昨年9月議会でも質問しましたがけれども、その後の取組はどうなっているのでしょうか、今、十市保育園と稲生保育園の移転の問題も抱えていますので、なかなか里保育所まで事務的にも予算的にも手が回らないかもしれませんが、どうなっているのでしょうか、お伺いします。

○議長（浜田和子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（長野洋高） 里保育所につきましては、津波浸水区域に所在していること、また施設の老朽化等から、移転等を含め施設の更新を考える必要がありますが、現在具体的に方向性が決まっている状況にはございません。質問にもございましたが、現在十市保育園、稲生保育園の移転、明見保育所の駐車場整備をはじめとする更新等に向け事業を行っており、これらの事業との兼ね合わせや、市全体の保育事業等も考慮しながら里保育所の更新を考える必要があるものと考えております。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 以前から保育需要も考慮しながらということも言われておりますけれども、里保育所は施設もそのものが非常に老朽化しているし、また津波浸水区域にあるわけです。高台への避難訓練もされているようですけれども、子供たちの安全を確保するためには早急な対応が必要な施設です。取組をよろしく申し上げます。

最後に、新型コロナ対策ですけれども、5類に引き下げられた新型コロナ感染症へのその後の対応についてお伺いさせていただきます。

新型コロナ感染症が5類に引き下げられ、法律上は季節性インフルエンザと同じ扱いとなって4か月がたちました。政府の専門部会も解散し、南国市でも対策本部はなくなって、議会も6月議会で特別委員会の最終報告がありました。けれども、新規感染者は、波はありますけれども決して減っておらず、医療逼迫の危惧は絶えません。そんな中、先日高知日赤病院の救急部門の医師半減という、高知県の医療現場の深刻な状況が報道されました。この状況の下でコロナ患者が増えれば、重篤患者や緊急度の高い患者への対応が追いつかなくなる状況に陥ると危惧されております。コロナ禍は決して終わったわけではないと思います。公立施設でもクラスターが発生しています。私の知った方で高齢者施設に入所している方が、医療処置が必要で

あって、病院への予約をしておりましたけれども、その入所施設でコロナ患者が発生したと。クラスターになったわけではないですけれども、コロナ患者が発生したと。本人は陰性であるにもかかわらず、受入れの病院側がクラスターの発生を危惧して、今の感染状況が落ち着くまで医療措置が延期になったということで、必要な措置、いろいろな措置が先延ばしになった、そんなまま置かれているということです。感染防止対策が緩和されて、人と人との接触も多くなっている上に、感染者の情報もないので、隠れ感染者がどこにいるか分からないと非常に不安になってきます。

そこで質問ですが、新型コロナに関する今日の状況をどう捉えておられますか。

○議長（浜田和子） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（藤宗 歩） 新型コロナの発生から3年が経過し、当初の未知のウイルスという状況と比べれば、薬やワクチンが登場し、対処の方法も分かってきており、現在主流のオミクロン株が強い伝播力を持つものの、重症化率は低くなっており、県内医療機関の外来及び病床逼迫の状況につきましては、8月30日現在、どちらも非該当となっています。第9波は現在も続いていると見られますが、新型コロナウイルスの脅威が比較的抑えられているのは、ワクチン接種とともに、マスク着用、手指消毒などの継続的な感染対策の取組が功を奏しているのではないのでしょうか。日常的に注意を払いながら付き合っていくことで、過度に恐れなくてもいい感染症になりつつあるのではないかと捉えています。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 第9波が続いているというような認識ですけれども、人が言うところによると、高知県人はなかなか真面目で、量販店に行ってもマスクをしちゅうということですが、都会はなかなかマスクをしてない人が多いそうですけれども、ちょっと失礼ですけれども、どうも私は楽観視してるのではないかなというふうに感じます。では、今現在の南国市の対応としては、どういった対策、対応をしているのでしょうか。

○議長（浜田和子） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（藤宗 歩） 市のホームページには、新型コロナウイルス感染症に関する南国市の対応として、市民の皆様へ、手洗い、うがい等基本的な感染予防の取組と感染拡大防止の徹底を引き続きお願いしています。保健福祉センター内にある南国市コロナワクチン接種相談窓口では接種に関する相談を、危機管理課に設置している新型コロナ相談窓口では、新型コロナウイルス抗原定性検査キットを取り扱っている市内の薬局、ドラッグストアの御案内や、発症時の受診医療機関として、県のホームページに掲載された外来対応医療機関の御案内

内を行っています。中央東福祉保健所管内では、9月1日現在、44医療機関、うち南国市内で受診可能な医療機関は14医療機関となっています。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） ホームページで引き続いて知らせているということですがけれども、結局5類になって、規制する法的な根拠がなくなっているために、自分のことは自分でというような感じになっているのではないかと思います。社会経済活動の維持のためにも、難しい問題がありますけれども、やっぱり注意喚起をし続けていくべきだというふうに思います。もちろん、南国市、南国市民だけが対応しても解決するものでもありませんけれども、南国市が外に向けて発信していくことは可能ではないかなというふうに思います。市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） 元気な人や若い人にとって、コロナは感染してもインフルエンザ並みの病気かもしれませんが、高齢者や基礎疾患のある方にとりましては、まだまだ重症化リスクの高い感染症であることには変わりはありません。医療機関や高齢者施設を訪問する際と、御自身や重症化リスクが高い方を感染から守るために、マスク着用、3密回避、小まめな換気等の基本的な感染対策を引き続き行っていただくよう、ホームページや広報を通じ呼びかけていきたいと思います。また、ワクチン接種も重症化を防ぐには効果があるとされておりますので、9月20日から行われる予定の秋開始の追加接種も積極的に検討していただくよう、併せて呼びかけてまいりたいと思います。以上です。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） ありがとうございます。

先ほど保健福祉センター所長からは、受診可能な医療機関もたくさんあるようにお話がありましたけれども、今なおコロナ感染者のしわ寄せが一般患者に及んでいるのも、先ほど私が申し上げた事例のように事実としてあります。高知県の医療体制を考えてみても、何らかの対応をしていかないと、医療逼迫とまではいかないにしても、必要な医療措置が受けられない、そんな状態になることは何としても避けなければ、市民の命と健康は守れないと思います。引き続き御尽力をよろしくお願ひします。以上で今議会の私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（浜田和子） 10番西川潔議員。

〔10番 西川 潔議員登壇〕

○10番（西川 潔） 私の質問は3点でございます。中山間対策と農地法改正による市の考え、3点目が市街化調整区域の規制緩和。

農業委員会の会長様にあらまはしては、忙しい中、御足労いただきありがとうございます。よろしく願いをいたします。

まず、市の中山間対策でございますが、高知県は昨日、県内の中山間地域の活力を取り戻す指針となる中山間地域再興ビジョン骨格案を明らかにしました。その中身は、10年後に中山間地域の全市町村に若者を増やすことや、集落拠点づくり、産業振興に加え、県外からの移住者を年間5,000人以上としております。これだけ疲弊をしている中で、従来の対策ではなかなか解決しないのではないかというふうに、私は懐疑的に今朝の記事を捉えました。今までの中山間対策を振り返ってみますと、高知県は平成22年度の国勢調査の結果、人口減少率と高齢化率が全国3位となるなど、全国より先行して人口減少率と高齢化率が進行していることが明らかになりました。特に、その傾向は中山間地域において顕著で、担い手不足による産業の衰退、集落全体の活力低下が深刻となっており、積極的な対策が求められておりました。

そのようなさなか、令和3年にも、高知県は何度目かの中山間対策のための調査を実施いたしました。実態調査の結果は調査前から明らか、火を見るより明らかとこれをいうんですが、中山間地の実態はより深刻さを増したとの調査報告でした。高知県だけではなく、日本全体の中山間地域の疲弊は、高度成長政策の実現のための国土政策、工業立国を目標に進められた産業経済政策、第1次産業に希望を持たない農業政策、その中で拡大した地域間格差の要因であります。これまで、中山間地対策として多くの施策が展開されてきました。しかし、中山間地域の再生は、なり得るところかますます深刻さを増しております。南国市の中山間地である上倉、瓶岩地区も同様であります。

そこで、お聞きをいたします。

南国市の中山間地である上倉、瓶岩地区の現状、特に基幹産業としての対策が必須の第1次産業についてどのように認識をしておられるのか、お聞きをいたします。

○議長（浜田和子） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 中山間地域では、農業生産を行っていく上でも、立地的な条件や地域的な環境などは不利な面が多く、タケノコ、四方竹などの地域ならではの付加価値のある特産品や、ゴーヤのように地域で積極的に取り組まれている品目も確かにございますが、学校給食用のお米につきましても、中山間地域で生産した米だけでは必要な量の確保が難しくなっていることなどからも、中山間地域の農業生産者が確実に減少している状況にあると感じて

おります。そして、タケノコ、四方竹などの特用林産につきましても、有害鳥獣の被害が年々増加している状況であり、決して有利な条件下で農業生産に取り組める環境とは言えないと考えております。以上です。

○議長（浜田和子） 西川潔議員。

○10番（西川 潔） 答弁の中で、第1次産業ということで、中山間地域の産業としての林業について触れられないのが遺憾にも思いますが、実際南国市の林業としては、皆目もうないというような状況があるというふうに思っております。高知県下の中山間地域の中で、南国市の中山間地域は平野部にも近い条件はございますが、耕作条件は格段に中山間地域の中でも悪くて、耕作面積の大幅な減少、担い手がいない状況になっております。

そこで、その課題に対してどのような対策をしてきたのかお聞きをいたします。

○議長（浜田和子） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） まず、鳥獣被害に対しましては、南国市鳥獣被害防止対策協議会と連携を取りながら、イノシシ、鹿等の駆除や、電柵等の設置などの対策に取り組んでおります。そして、タケノコ、四方竹などの生産組織に対しましては、生産組織の設立や施設の整備等生産量の維持拡大等に向けた取組に対して支援を行っております。

○議長（浜田和子） 西川潔議員。

○10番（西川 潔） 1次産業に対する課題への取組ということで、鳥獣害対策と四方竹対策というものを答弁していただきましたが、これも少し寂しい課題への取組だというふうにも思うわけです。私は、これまでの一般質問で度々も指摘したように、南国市の中山間地域の課題解決に対する取組については、市の機構、中山間対策係なり課をつくるべきだということを書いてまいりましたが、そういうものもはじめ不十分と言わざるを得ない。その取組に対して不十分と言わざるを得ないんですが、これまでの課題に対する取組に対してどのような効果があったのか、お聞きをいたします。

○議長（浜田和子） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 中山間地域の高齢化率につきましては、平野部よりも高い傾向にございますが、特に中山間地域の大きな収入源である四方竹等の生産組織の担い手の高齢化というのは、大きな課題となっております。白木谷地区では、タケノコ、四方竹につきましては、生産する竹林の維持管理をはじめ、加工する人材の不足も顕著となってきたことから、白木谷ゆめファクトリーを設立して施設整備を行い、竹林整備をはじめ収穫から加工までの集約化に取り組んでおります。

しかし、他の地区につきましては、それぞれの生産者が即出荷できる状態まで加工をし、JAに納入する体制となっており、自身で加工まで行うことが高齢化等で難しくなった方が、市外に原料として出荷する事例が増加しているという情報もあり、JAの四方竹生産組合の中でも、集約化や加工まで含めた受入れ体制が課題となっているとのことでございます。

○議長（浜田和子） 西川潔議員。

○10番（西川 潔） 今までの取組の中で、農業の中での一番基本となる農地、棚田を守っていく活動という問題点に対して取組がされてなかったら、できなかったのかというのがあるんですが、そういうことに対する課題があったのではないかというふうにも思うわけです。この点について、農地を守っていくという点からの取組をどのようなことがされたのか、お答えください。

○議長（浜田和子） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 農地の保全、維持ということでの取組ということでございますが、本市の中山間地域では、平成12年から中山間地域等直接支払制度の推進に取り組んでおります。

○議長（浜田和子） 西川潔議員。

○10番（西川 潔） それでは、中山間地域の直接支払いのことについてお聞きをいたしますが、平成12年度からこの制度が始まったわけですが、現在5期目を実施しておりますけれども、開始時期から5期目までの現在の協定数、参加戸数、協定面積、交付金額等の実情についてお答えください。

○議長（浜田和子） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 中山間地域等直接支払制度につきましては、本市では制度の開始された平成12年から推進に取り組んでまいりましたが、第1期では集落協定数が26協定、参加戸数が450戸、111万5,234平米の農地で取組を開始し、交付金額といたしましては1,711万452円でございます。しかし、令和2年度から始まった現在の第5期では、13協定101戸が継続して59万403平米の農地で活動に取り組んでおりますが、交付金額も594万4,736円となり、取組を開始した当初と比べると、協定数、戸数、面積、交付金額ともに大幅に減少している状況となっております。

○議長（浜田和子） 西川潔議員。

○10番（西川 潔） この制度が果たしてきた役割、課題についてもお聞きをいたします。

○議長（浜田和子） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 中山間地域等直接支払制度の果たしてきた役割につきましては、制度の活動組織、集落協定による耕作放棄地対策などによって、中山間地域の農地の保全には大きく貢献していると考えております。しかし、平野部でも、農業生産の担い手はもちろん、田役等の担い手不足までも大きな課題となっている状況の中、中山間地域の担い手の減少傾向は平野部より一層顕著であると考えます。そして、現在の第5期と第1期を比較すると、協定数としては26協定から13協定に、交付金額としまして1,711万円から590万円と大きく減少しており、市としまして書類の作成等については支援をしておりますが、高齢化等による人材の不足によりまして、令和7年からの次期対策への移行が課題となっている状況でございます。

○議長（浜田和子） 西川潔議員。

○10番（西川 潔） 中山間の地域直接支払制度の5期目までの変遷についての説明がありました。その中で参加戸数は450戸から101戸、実に4分の1以上に減ったと。加入面積は111万5,000平米から59万平米、これも約半減したと。交付金額も1,711万円から594万円に半減、いや、半減以上で、3分の1近くになったと。1戸当たりの交付金額というのは、単純に割ると594万円を101戸ということで、6万円ということになるわけですが、実際は共同の取組というふうなことで、水路とか公民館、いろいろな共同で使っている施設への取組も必要というふうにされていますので、実際1農家に渡ったお金は3万円ぐらいになるかというふうに思うんです。この制度への評価、大きく貢献をした、支払い制度がというような答弁がございましたが、始まった当初はそのような状況であったとしても、この中山間地域が十分に成り立っていないようなことも考えると、少し過大評価ではないかというふうに思うわけでございます。

次に、市長にお答えをいただきたいんですが、中山間地の直接支払制度は、南国市の平野部で実施されている農地・水環境事業に準拠した形で、個人への支援より共同の取組に力を入れた団体への支援は厚くいたしております。EU諸国のように、個人支払いを増額することも含めて、中山間地域でのなりわい、営み、例えば化石燃料を使わないまきストーブやまき風呂、このような使用者に対する支援、このようなことを中山間地域での営みやなりわいに誇りを持つ施策、支援が必要ではないのかというふうにも思うわけです。高知県は、過去数回の集落実態調査を踏まえて、中山間地域の課題解決を図るための対策を強化しておりますけれども、南国市も含めて、これまでも生活環境に関する生活用水や交通の課題にはそれなりに取り組んできたが、抜本的な対策とはなっておりません。このような対症療法では、中山間地域の課題

解決には至らないというふうに思うんです。

そこで、スウェーデンの環境活動家のグレタさんが、国連での発言で、地球は死にかけているのに、大人たちはこの危機的な状況に金のことばかり。永遠の経済成長というおとぎ話をとすることを発言されておりました。経済成長は資本主義の宿命で、新たな利益を生んでも新たにまた投資をしていくことの繰り返しなので、それはなかなか変えられそうにはないんですが、環境や水を育む中山間地域を守ることは、私たちにもできるというふうに思うんです。中山間地で生活してる人たちは、環境面での功績やCO<sub>2</sub>の吸収等、地球規模の課題克服にも貢献をいたしております。私たちの日々の生活に欠かせない生活用水、また工業用水、また食料生産、守り育てている誇りを持てるよう、その恩恵を受けている平野部の人々が中山間地域の役割を認識し、評価する取組がこれから必要ではないのか。同時に、その誇りに対しての施策、生活ができるような支援が必要ではないかというふうに私は思うんですが、市長の所見をお聞きいたします。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） 中山間地域は、災害を防ぎ、水資源を涵養する国土保全や、大気の浄化、生物・生態系の保全といった環境保全の機能などを有しており、中山間地域にお住まいの方がそこに住み続けることで、この機能の維持・保全に大きな役割を果たしていると考えております。地域の存続と活性化には、そこに住み続けていただくことが前提であり、地域に安心をもたらす集落の維持と、生活基盤の整備に対する支援として、生活交通の確保や生活用水の安定的確保、また地域における支え合いの体制づくりなどにつきまして、引き続き支援を行ってまいります。また、中山間地域の持つ公益的な価値について市民が再認識し、市民全体で支えるといった意識を醸成していくことが必要であり、そのことが地域住民の皆様へ誇りを持って住み続けていただくことにつながるのではないかと考えております。

人口減少と高齢化により集落の維持が難しくなっている状況はありますが、改めて中山間地域の潜在的価値に焦点を当て、地域資源を活用した産業の育成や、地域の豊かな自然を生かした体験型交流の実施、地域外からの人材を呼び込む取組など、地域住民の皆様と話し合いを続けながら、先ほど西川議員から御提案いただいたことも踏まえ、この中山間地域を守っていくための支援はどのようなことをやっていく必要があるのかということを考え、取組を進めてまいります。以上でございます。

○議長（浜田和子） 西川潔議員。

○10番（西川 潔） 市長にあらまはしては、さきの不法投棄の撤去も飲料水の下でやって

いただいて、十分この中山間地の役割というのも認識をされているようにも思います。引き続きよろしく願いをいたします。

続きまして、農地取得時における下限面積の撤廃について質問をいたします。

これは、下限面積撤廃によって農地の活用をどう生かすかという観点からございまして、農地法の一部が改正されまして、農地取得時における下限面積要件、南国市は平場では50アール、それから中山間では30アールというのがあったわけですが、令和5年4月1日にこれが撤廃されました。高齢化が加速する中で、農業後継者の数は減少する一方であり、遊休農地や耕作放棄地ができ始め、その解消、効率的に農業を発展させていくため、多様な人材に農業への従事や、農地を生かす施策の一つとして実施されるようになったものですが、このことについて、私はかつて再三議会で南国市の下限面積を見直すように進言をしてまいりました。その質問時の答弁では、国等の農地下限面積変更に関する情報、状況説明というのはなく、つまり突然この4月の機関紙に、下限面積を撤廃したというふうなことが掲載をされたわけです。

そこで、お聞きをいたします。

下限面積が撤廃された背景について、農業委員会の会長にお聞きをいたします。

**○議長（浜田和子）** 農業委員会会長。

**○農業委員会会長（濱田好典）** 国は、集落や地域における農業者の徹底した話合いを通じ、今後中心となる経営体と、その経営体への農地の集積方法や地域農業の在り方等を定めるものとして、人・農地プランを推進してまいりました。さらに、農地の集約化及び人の確保、育成を進めるために人・農地プランを法定化し、市町村が農業の将来の在り方及び農業上の利用が行われる農用地について、地域ごとに目標設定をする地域計画を定め、並びに農地中間管理機構の運用の抜本的な見直しなどを図るため、令和4年3月に農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案を国会に提出し、可決、成立を経て同年5月27日に公布、そして令和5年4月1日から施行となっております。この改正法案のうちの一つについて、農地法第3条に規定された下限面積の撤廃がありました。国は、下限面積の撤廃の理由として、新規参入者の5割以上がその経営面積が50アール未満であることや、半農半Xなど多様な人材による農業参入を図るために、農地を利用しやすくするための措置と位置づけております。

**○議長（浜田和子）** 西川潔議員。

**○10番（西川 潔）** 会長から説明のあったそのような農業を取り巻く状況の中で、南国市への新規参入者は、ほぼ全員、経営面積が20アール程度未満の園芸農家であり、経営面積が多く必要な耕種農家といえますか、水稻栽培農家、経営農家への新規参入は実質今までなかった

というふうに思うんですが、そのような状況下で、下限面積を県下で一番の50アールとしてきた理由をお聞きをいたします。

○議長（浜田和子） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（濱田好典） 農業委員会では、毎年5月定例総会にて下限面積の検討をいたしました。下限面積を50アールとした理由としましては、水稻農家が多い香長平野において、農業経営から見ても、また農地の細分化を防ぐ点から見ても50アールが適当であると農業委員会で審議し、決定したいきさつがあります。

○議長（浜田和子） 西川潔議員。

○10番（西川 潔） 会長答弁の確認ですけれども、南国市農業委員会は、下限面積を撤廃する農地法改正については歓迎ではなかったのか、先ほどの話を聞くと。また、下限面積の緩和をもっと早期に行う必要があったのに遅れてしまったのか、それをお聞きをいたします。

○議長（浜田和子） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（濱田好典） 下限面積を50アール以下にする、いわゆる別段の面積を設けている農業委員会は、県下でも、また全国的に見ても多いことは認識しておりましたので、南国市でも必要に応じ、地域の実情に合った下限面積を検討する時期ではあったと思っております。今回の下限面積の撤廃につきましては、県内各市町村はもとより、全国の農業委員会で戸惑いの声がありました。例えば、随時下限面積を繰り下げていくなど措置を取っていただけたら、委員や事務局の不安は小さかったのではないかと思います。

○議長（浜田和子） 西川潔議員。

○10番（西川 潔） ありがとうございます。苦しいところをどうもありがとうございます。

下限面積の撤廃は、農地の荒廃防止や有効利用に効果があるのか、どう考えておられるのかお聞きをいたします。

○議長（浜田和子） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（濱田好典） 下限面積の撤廃により、小規模な面積から開始し、軌道に乗れば経営面積を拡大していくことができ、今までよりも農業へ新規参入しやすくなったことは確かなことだと思います。遊休農地や高齢化により耕作できなくなった農家の農地について、新規参入を考えている方にマッチングできれば、荒廃防止や農地の有効利用に効果があるものと考えております。

○議長（浜田和子） 西川潔議員。

○10番（西川 潔） 似たようなことを聞いて申し訳ないんですが、この改正をどのように

活用して、南国市の農業振興や農地の保全につなげていくのかお聞きをいたします。

○議長（浜田和子） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（濱田好典） 露地野菜や施設園芸など、水稲と比較して少ない面積で一定の収量を取ることができる品目による経営を目指し、新規参入を希望される比較的若い世代の方が増えることに期待しております。新規参入者へのフォローアップが滞ることがないように、農林水産課とより一層連携し、情報共有をしていきたいと考えております。

また、新規参入者が南国市で農業を知っていただけるよう、遊休農地の情報も含め、農地の所有者の貸したい、売りたいなどの意向については積極的に発信してまいりたいと考えております。

○議長（浜田和子） 西川潔議員。

○10番（西川 潔） 今、答弁にありましたような件については、従来も基盤強化法で、集約農家への農地の貸借、それから所有権移転、これは可能になったわけで、新しい視点での農業振興、農地保全というのを、この撤廃によってやっぱり考えていくべきではないかというふうに私は思うんです。

ここでまた、下限面積要件の撤廃によりまして、南国市の農地の所有権移転、貸借等権利の移動について具体的にどのようなになるのか。これは、所有権移転については、農業委員会の許可証を持って、法務局での登記ということにもなろうと思いますし、その添付がやっぱりこれからも必要なのか。それから、従来のような営農計画とか、3年間耕作するよというような確約書を出す必要があったりだとかするわけですね。

それとまた、空き家に付随して、今までは空き家対策で農地は所有できる。空き家を取得したら、それに付随している農地は持てるが、非農家が5反以上持ってないとか、3反以上持ってない人が、家庭菜園に取得する農地は所有できないというようなこともあったりして、いろんな矛盾が私はあるというふうに思っていたんですが、その点について、どのように実際になるのかなというのをお聞きをいたします。

○議長（浜田和子） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（濱田好典） 下限面積の撤廃以降、委員会には誰でも農地を購入できるようになったのかなど、あたかも単に不動産として取得できるような感覚での問合せが以前より多くなっております。下限面積が撤廃され、新規参入しやすくなった分、申請者が継続して営農する資質があるか、財産保有目的で取得することがないかを今まで以上にしっかりと確認する必要があると考えております。審査基準につきましては、下限面積が撤廃された後も、農地

の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件、法人につきましては、農地所有適格法人であることなどは残されていますので、これらについて審議し、許可の判断をしていくこととなります。また、法務局における登記事項の変更につきましては、従前と変わらず、農業委員会の発行する農地法第3条許可証が必要となります。

次に、いわゆる3年3作につきましては、令和4年3月付の農林水産省農村振興局長から、各県に対してその取扱いは適当でないとの指導がありましたので、南国市では本年度から廃止しております。営農計画書につきましては、法改正に伴い様式を変更し、カレンダー形式で営農計画を記述してもらうことで、営農計画に無理がないか、継続して農業を行うことができるかを確認するようにしております。

最後に、国は半農半Xなど、多様な農地利用による新規参入の裾野を広げるために、下限面積の撤廃を実施したとしておりますので、非農家であっても、また取得しようとする農地が家庭菜園程度の小さな農地であったとしても、継続して営農することが営農計画書等により確認することができれば、許可要件に該当するものと考えております。

○議長（浜田和子） 西川潔議員。

○10番（西川 潔） いずれにせよ、今回の農地法改正、下限面積撤廃によって農地の権利がスムーズに真の耕作者に移らなければ、改正された法の趣旨に沿わないというふうに思うんですが、その辺どうも聞いていると、何か150日やいうふうな言葉も出てまいりまして、前よりも難しくなるんじゃないかというふうにも思うところです。ここは、先ほど会長のほうから答弁もありましたように、スムーズな権利移動が真に耕作する者にきっちり渡るようなことをやっていただきたいというふうにも思います。

答弁の中に、3年3作っていう営農確約もしないという、改めるという答弁がございましたが、所有権移転後3年以内でも、農地については権利移動とか転用が可能となるのかをお聞きをいたします。

○議長（浜田和子） 答弁を求めます。農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（弘田明平） 事務的なことですので、私のほうからお答えいたします。

3年3作等がなくなりましたことによりまして、取得してすぐに転用ということは可能となります。ただし、やはり転用に関しましては、地域の一般基準であるとかというところがありますので、その基準に沿って転用ができないというのもあると思っております。以上です。

○議長（浜田和子） 西川潔議員。

○10番（西川 潔） このことについてちょっと聞きますが、つまり3年3作というのは、

ずっと法違反をしてきたということですか。

○議長（浜田和子） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（弘田明平） 国のほうで示された文言によりますと、法で定められてもいない行為ということです。なっております。ですから、全国でこういう3年3作という取り決まりで実務をしておる農業委員会があるので、今回改めようというような指導となっております。

○議長（浜田和子） 西川潔議員。

○10番（西川 潔） 従来の農業委員会の仕事の業務の中で、そういう農地としての保全をしていきたいという狙いの中で、そういうことを内部で取り決めてやってきたということだというふうに思うんです。3年待たなくても転用が利くということが分かりました。

最後に、農地の取得時における下限面積要件には、大きな矛盾があったというふうに思うんですが、南国市ではこの下限面積撤廃直前、1年ほど前に、上倉、瓶岩地区の下限面積をやっと50アールから30アールに緩めた経緯があります。もっと早期に地域の実情、農業事情に合わせるべき反省点はなかったのか。平場の50アールも含めて反省がなかったのかをお聞きをいたします。

○議長（浜田和子） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（濱田好典） 農業委員会では、先ほど申し上げましたが、毎年5月の定例総会において下限面積の検討をしております。その中で、西川議員が申されました令和2年8月1日からは、上倉、瓶岩地区について審議し、下限面積を30アールといたしました。反省点といたしましては、以前から市内全域を1つのエリアとして下限面積の検討をしておりますが、例えば中山間地域などの地域ごとに、その地域の実情に応じた下限面積の検討が必要ではなかったかというところではないかと思っております。

○議長（浜田和子） 西川潔議員。

○10番（西川 潔） 私も少し反省が足りないかなというふうに思うんですが、以上で農地法改正については質問を終わります。

次に、市街化調整区域の規制緩和について質問をいたします。

平成30年に実施をしました南国市の市街化調整区域の規制緩和は、当初私たち議員に説明のあった規制緩和案より後退したものでありました。十分ではない規制緩和であったが、調整区域の既存集落の活性化や、事業所の進出に一定の効果があつた。また、南国市独自の自主財源である固定資産税の大幅な伸びにもつながりました。高知県内の市町村は大幅な人口減となつ

ているが、南国市の人口減は社会減は少なく、自然減で最小限度に抑え込まれているのも規制緩和の恩恵であります。コンパクトシティーによる市中心部の活性化もさることながら、南国市の歴史的な成り立ち、これは何度も私がこの場で言いますが、高知県の広域都市、いの、高知、山田の中で、この広域都市圏に入った時点から、南国市は調整区域に多くの人が住んでいる。高知市に至っては90%、山田、いのについても恐らく60%、70%の者が市街化区域内に住んでいると。しかし、南国市は、昭和45年でしたか都市計画、広域化ができたときに、4万5,000ほどの人口の中の、中心部には1万ぐらいの人口しかいなかったという現実で、もともとの成り立ちが違うわけです。

そういうことから、南国市の発展はさらなる調整区域の規制緩和の取組次第だというふうに思うんですが、市の考えをお聞きをいたします。

○議長（浜田和子） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 市街化調整区域における既存集落の少子・高齢化と人口減少に歯止めをかけ、既存集落のコミュニティー機能を維持することは本市にとって喫緊の課題でございます。その対策の一つとして、平成30年度に立地基準の規制緩和を実施し、その運用により、人口動態調査では、社会増となっている集落拠点周辺エリアもあるなど、既存集落のコミュニティー機能の維持に一定効果があったと考えております。

しかしながら、集落周辺エリア全体では人口は減少しており、既存集落のコミュニティー機能の維持にはさらなる規制緩和の必要性があると考えております。現在、平成30年度から令和4年度までの5年間の規制緩和の効果について検証しております。間もなくその検証結果が出ますので、検証結果を踏まえた上で、無秩序な開発を抑制しながらも、本市のまちづくりの方針に沿った効果的な規制緩和策について検討してまいりたいと考えております。

○議長（浜田和子） 西川潔議員。

○10番（西川 潔） 現在といたしますか、地区計画の見直しっていうのも今新たな、どう言うか、緩和、そういうものもできていくということにして、規制緩和による開発基準の見直しっていうものがまたされるわけで、南国市自体も、5年後を見据えてもう一度規制緩和を考えるとというような市の考えでもございます。南国市の総合戦略の要となる人口対策を図ることで、市街化調整区域の既存集落の課題の克服にもつながり、地域の活性化が図れることともなります。また、これらの業務に対する市の機構と人員対策も必要でありまして、併せて一層の努力をお願いをしたいわけです。市長のお考えをお聞きをいたします。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） 本市の市街化調整区域に存在する中の集落拠点におけます人口減少による地域コミュニティー機能の維持ということは、本市のまちづくりの課題であり、この課題解決に向け、引き続き規制緩和の見直しを図りながら、既存集落の人口減少対策に取り組んでいきたいと考えております。

また、先ほど西川議員がおっしゃったとおり、今県のほうで地区計画策定指針の見直しが進められておるところでございます。高知広域都市計画協議会で検討されておりました。地区計画策定指針の見直しは、本市のまちづくりの課題解決につながるものと期待をしておりますので、開発許可の立地基準等の見直しと併せて、地区計画制度の積極的な活用と適正な運用により、無秩序な開発を抑制しながらも、既存集落の人口減少を食い止め、地域のコミュニティーの活性化が図れるよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、その体制整備ということでございますが、規制緩和をしたことによりまして、申請件数及び相談件数とも年々増加をしておるところでございます。現在の体制では、マンパワー不足ということは今までも申してきたところでございますが、それも引き続き認識をしておるところでございます。また、今後地区計画策定指針の今の見直しが行われますと、さらに相談件数の増加が見込まれますので、それに対応できる体制整備は考えていく必要があると考えております。以上です。

○議長（浜田和子） 西川潔議員。

○10番（西川 潔） よろしく願いをいたします。以上で私の市会議員としての最終質問を終わります。

市職員として42年、市議会議員3期12年、合わせて54年間、執行部の皆さん、同僚議員の皆さん、大変お世話になりました。これからは、余生を好きなことにゆっくりっていうふうに思いますけれども、なかなか願いはかなわないかなど。地域のお世話に市議時代よりも忙しくなる心配をしております。

南国市のさらなる発展と、皆様方の御健勝、御活躍を祈念をいたしまして、長い間お世話になった感謝の言葉に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（浜田和子） 昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時であります。

午前11時42分 休憩

————◇————

午後1時 再開

○議長（浜田和子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。14番前田学浩議員。

〔14番 前田学浩議員登壇〕

○14番（前田学浩） なんこく市政会、前田です。通告に従いまして一般質問を行います。

まず、観光行政についてです。

今年度も4月から6か月が経過しようとしていますが、観光行政でこれまで検討事項でもあったと思う観光案内所の設置やレンタサイクルの件ですが、これまでの話合いや取組の整理を含め、答弁を求めます。

○議長（浜田和子） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎伸二） 観光案内所の設置につきましては、観光案内所を設置し、観光案内業務を行うとなると観光協会の協力が不可欠なことから、観光協会と協議を行い、観光協会内で観光案内所や観光案内の方法などについて検討していただきました結果、観光協会としては、今のところ観光案内所を設置するのではなく、今後SNSなど観光において使われるツールを活用した観光情報等の発信に努めていくとのことでした。この観光協会の検討結果を受けて、市としましても、スマートフォンが普及し、観光においては旅マエ、旅ナカで必要な情報を収集するツールとしてスマートフォンは欠かせないものとなっていることや、スマートフォンで調べられる方は観光案内所を利用する可能性が低いこと、リモート技術の進化、チャット型AIの開発などIT技術の進化も著しい状況であり、高知龍馬空港、道の駅南国風良里、JR後免駅などの南国市に來られる観光客の移動手段である空路、陸路、鉄道の玄関口となる観光施設には観光パンフレットを配置して、観光情報を手に取れるようにしていることから、現時点では観光案内所を設置するのではなく、観光協会と連携して、SNSなどIT技術を活用した観光情報の発信に努めることが効果的と考えております。

また、レンタサイクルにつきましても、レンタサイクル事業を行っている観光協会と、レンタサイクルの貸出場所が今のところ西島園芸団地のみとなっていることから、中心市街地でのレンタサイクル貸出し委託先について協議を行いました。海洋堂SpaceFactoryなんこくは、JR後免駅、ごめん・なはり線後免駅、路面電車の後免東町電停、後免駅に近く、観光客の利便性が高いことから、海洋堂SpaceFactoryなんこくの指定管理者の株式会社海洋堂高知へ、レンタサイクルの設置について観光協会とともに協議を行い、観光協会から現在西島園芸団地に設置しているレンタサイクルの一部を移設して貸出しする実証実験を行い、好評ならば本格的に運用する提案も行いましたが、株式会社海洋堂高知の人手不足等による運用上の課題などによ

り、レンタサイクルの設置は難しいとの回答でございました。レンタサイクルの設置場所について、JR後免駅など以前に相談し、設置が難しいと回答をいただいている施設に再度相談するか、新たな施設や店舗に相談するか、観光協会として検討しているところがございます。以上でございます。

○議長（浜田和子） 前田学浩議員。

○14番（前田学浩） 今の答弁の中で、SNSとかIT技術を活用しとか、たくさん言われておりましたけれども、市内の観光地におけるWi-Fiの設置環境については、担当課長は満足されているでしょうか。

○議長（浜田和子） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎伸二） 市内の観光施設には、南国風良里とか海洋堂SpaceFactoryなんここにはWi-Fi施設が設置されておりますので、現状では対応できるのではないかと考えております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 前田学浩議員。

○14番（前田学浩） これも最初の答弁にあったように、パンフレットに頼るのではなくて、そういうIT技術を活用しということであれば、そういったものにもうちょっと力を入れて、Wi-Fi設備も整えて、外からの観光客を迎え入れてもらいたいと思います。

次の質問に入ります。

以前に観光行政の一般質問をした際、レンタサイクルの実施前にはコースの設定などをする必要があるというような話をしたつもりですが、お勧めコースなどの設定などは進んでいるのでしょうか、お伺いします。

○議長（浜田和子） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎伸二） 西島園芸団地にはレンタサイクルを設置していることから、観光協会が西島園芸団地を起終点にしたお勧めコースを複数掲載したサイクリングマップはございますが、新たにレンタサイクルを設置できる場所が決まっていないことから、お勧めコースの作成まで進んでいない状況でございます。以上でございます。

○議長（浜田和子） 前田学浩議員。

○14番（前田学浩） 観光行政については、観光協会や商工会、また物部川DMO協議会などの関連機関があると思いますが、コロナが一定収まりを見せている現状で、先月掩体壕に関する観光協会の取組が高知新聞で紹介されていましたが、今後どのような施策を関係機関と取ろうとしているのかお教えてください。

○議長（浜田和子） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎伸二） 南国市観光協会、物部川DMO協議会と連携して、海洋堂SpaceFactoryなんこくや、西島園芸団地、紀貫之や長宗我部元親をはじめとする史跡や、お遍路や掩体群など貴重な歴史や文化を県内外や海外へ発信し、観光誘客を図りたいと考えております。連続テレビ小説「らんまん」をきっかけに来高される観光客の誘客につきましては、南国市の観光施設等の情報を高知県に提供し、高知県による観光PRの中でPRしていただくとともに、物部川DMO協議会が作成した花情報マップの配布、市内観光関連事業者による連続テレビ小説「らんまん」に絡めたワークショップなどの情報を集約し、観光協会のSNS等で発信しております。

また、観光客が減少する冬の時期に、物部川地域の滞在型観光を推進し、観光消費額の拡大を図ることを目的に、物部川DMO協議会が県と南国市、香美市、香南市の3市の補助金を活用する物部川広域周遊観光促進事業「ものべ旅クーポン」を行い、物部川エリア内の指定宿泊施設へ宿泊していただくと、クーポンとしてポイントカードを宿泊客に配付し、このポイントカードを本事業に加盟していただいた観光施設や、土産物店、飲食店など観光関連事業者の店舗での入場料やお土産代、飲食費などに利用していただく事業を計画しており、今議会で予算計上させていただいておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

また、高知県が推進する関西戦略に乗っかり、高知県の関西プロモーションにおけるプレス発表会や、関西圏のお客様に向けた観光イベントや県産品販売イベント、2025大阪万博での県主催イベントに参加し、南国市の観光をPRすることを考えております。また、コロナ禍の中、県内の学校の修学旅行や教育旅行で前浜掩体群が再注目されたことを物部川DMO協議会が捉え、県のSDGs教育旅行プログラムへの掲載などによって、県内外からの修学旅行や教育旅行の誘致を図っておりますが、新たにこの前浜掩体群に、津波避難タワー見学や段ボールベッド作りという防災学習を組み合わせるプランをつくることで、物部川エリア内の滞在時間を増やし、観光消費額の増加へとつながる取組も進めるとともに、このような団体の受入れ体制を整備するため、本年度、南国市観光案内人の会の事務局を担っている南国市観光協会と物部川DMO協議会が共同で掩体ガイドを養成する講座を実施しております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 前田学浩議員。

○14番（前田学浩） 今の答弁でありました2025年の大阪万博とか、関西プロモーションというようなお話をされておりましたが、これは私が以前に提案させていただきましたけれども、太平洋に釣りざおを垂れるようなことをするのではなくて、海洋堂施設のある門真市とか長浜

市に重点的に戦略を立ててやる必要があるのではないのでしょうか。もう一度言いますけれど、大阪万博とかで広いエリアの方をターゲットにしたところで魚は釣れないというふうに思いますので、今後御検討ください。

次の質問に入ります。

正直言いまして、修学旅行の勧誘については私は少し難しいと思っております。ただ、アフターコロナでインバウンド客が見込めるようにこれからなるとは思いますが、それに対してはどのような方策を取っているのでしょうか、お答えください。

○議長（浜田和子） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎伸二） インバウンド観光誘客のための取組としましては、県や観光コンベンション協会等が行う海外の旅行会社等との商談会について、物部川DMO協議会が物部川エリアから参加するとともに、旅行会社等への戸別訪問なども行い、物部川エリアの観光施設を巡るプランを提案するなどのセールス活動を行っていただいております。また、物部川DMO協議会が海外の旅行会社等と商談する際にも活用していると聞いております、G u i d o o r（ガイドア）という観光情報を無料で掲載でき、国内外の観光客のお持ちの端末の設定言語に合わせて自動で多言語表示される多言語観光情報サイトに、市内の観光施設等から南国市の観光情報を集め、掲載しております。このG u i d o o r（ガイドア）は、インバウンド観光客が南国市を訪れた際に、南国市の玄関口の観光施設、高知龍馬空港や道の駅南国風良里、JR後免駅などに掲示されているQRコードをお持ちの端末で読み取っていただくことで、南国市の観光情報を旅ナカで得られるものでございますので、インバウンド観光客の旅マエ、旅ナカでの情報提供として、今年度に南国市観光協会が、訪日旅行者へ日本の情報を発信するウェブメディアのMATCHAに、南国市の観光情報やお勧め体験を掲載し、発信する予定にしております。

また、官公庁の資料によりますと、ベジタリアン等の人口は2018年に約6.3億人に達しており、人口に占めるベジタリアン等の割合は、インドでは28%、台湾では14%と高く、中国でも4%となっております。旅行グループの中にベジタリアン等がいらっしゃる場合、ベジタリアン等対応店でなければ、観光客や旅行会社が観光施設を選ぶ際の選択肢に入れない可能性が高くなることから、物部川DMO協議会が、昨年度ベジタリアン等のうち、食事上の制限が最も厳しいヴィーガンの受入れ体制づくりとして、観光庁の事業を活用し、ヴィーガン対応可能な飲食店としての研修やモニターツアーを実施するとともに、インバウンド観光客の対応に向けた英語や中国語の実践的な翻訳アプリを使った研修も行い、インバウンド観光客を受け入れる

素地づくりに取り組んでいただいております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 前田学浩議員。

○14番（前田学浩） これも、今答弁のありましたベジタリアン対応とかヴィーガン対応でありますとか、あんまり風呂敷を広げないほうがよいのではないかと感じました。これによって、逆に店のほうへの負担がかかるのではないのでしょうか。そういったことも検討材料の一つとしてお考えください。

次の質問に入ります。

西島園芸団地についてお伺いします。

市が金銭的な面で10年以上サポートを続けているわけですが、聞くところによりますと、現金だけの対応で、クレジットやいわゆるスマホ決済ができないと聞きましたが、現状はどうなっているのでしょうか。いつまでも現金だけの対応では、インバウンドだけではなく、国内旅行者の対応面でも大幅に遅れていると思います。商工観光課の指導はこれまでされてきたのでしょうか、お伺いします。

○議長（浜田和子） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎伸二） 西島園芸団地のクレジットカード決済やスマホ決済など、キャッシュレス対応につきましては、西島園芸団地のECサイトでは以前からクレジットカード決済に対応しておりましたが、西島園芸団地の窓口での支払いについては、商工観光課からもキャッシュレス対応の必要性についてお話をしてきましたが、キャッシュレス手数料負担への懸念から現金のみの取扱いとなっております。しかしながら、国内外の観光客にニーズの高いキャッシュレス対応や、感染症対策、人手不足解消のため、今年7月から自動釣銭機を導入するとともに、クレジットカード会社等へ手続を行い、現在審査中と聞いておりますので、いましばらくお待ちいただくこととなりますが、西島園芸団地の窓口での支払いについてもキャッシュレスに対応する予定となっております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 前田学浩議員。

○14番（前田学浩） 1つ手前で言いました風呂敷を広げることはあまりよくないって言ったのはまさにそういうことで、手前の主要な観光施設における指導ができてない。これまでできてなかったというふうに思いますので、まず足元を固めるようなことをしてもらいたいというふうに思います。

次に、物部川DMO協議会との関係についてお伺いします。

現状の実績について担当課は満足しているのでしょうか。昨年度の物部川DMO協議会の補

助金と委託内容、実績についてお教えてください。

○議長（浜田和子） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎伸二） 物部川DMO協議会への昨年度の補助金につきましては、南国市、香南市、香美市の物部川流域3市の観光資源を活用した交流人口及び観光経済の拡大並びに観光振興に資する事業を支援するため、南国市から香南市、香美市と同額の550万円を交付しております。物部川DMO協議会の令和4年度の実績としましては、インバウンド観光客や国内観光客を誘客するため、また教育旅行誘致のため、県や県観光コンベンション協会等が主催する国内外の旅行会社等への商談会への参加や、旅行会社等への戸別訪問などにより、物部川エリアの観光施設への周遊プランなどを提案するセールス活動を行っております。高知新港へ寄港するクルーズ船においても、オプションツアーのプランとして、龍河洞や絵金蔵、高木酒造、西島園芸団地等を商談会等で令和4年度以前から提案を続け、令和4年度の日本人観光客のみのクルーズ船については、3隻のクルーズ船が高知新港へ寄港時に、オプションツアーの中で西島園芸団地へお立ち寄りいただいております。特に、今年5月より高知龍馬空港へ就航が決定した台湾エアラインでのセールス活動においては、今年2月に県観光振興部及び県観光コンベンション協会主催の、台湾で行われた台湾の旅行会社等との商談会に参加し、物部川エリアの観光施設への周遊プランを提案するとともに、3月に台湾の旅行会社が来高し、ツアープランを体験する台湾トラベルエージェントオプションツアーが2回開催され、物部川エリアの観光施設、龍河洞や絵金蔵などのツアーアテンドを行った結果、四国内や関西方面を巡るプランなど様々なツアープランの中に、西島園芸団地や龍河洞、グドラックが採用され、今年5月からの台湾エアラインのツアー客の物部川エリアの誘客につなげております。

また、教育旅行につきましても、コロナウイルス感染症拡大の影響により遠距離の移動が制限されたことから、県内の学校の修学旅行や教育旅行で前浜掩体群が再注目されたことを物部川DMO協議会が捉え、県のSDGs教育プログラムへの掲載や、高知県観光コンベンション協会が行う旅行会社等との商談会への参加や、旅行会社等への戸別訪問などを行い、県内外からの修学旅行や教育旅行の誘致を図っており、令和5年度、6年度、各2校の予約をいただいております。

また、物部川DMO協議会は、これまでのアンケート調査により、親子などのファミリー層を主要なターゲット層と捉えていることから、子供を対象に物部川エリアの企業と連携して、その企業のお仕事を体験していただき、お給料として物部川DMO協議会が作成した「ものべぐるっとKIDSカード」にポイントを付与する、ものべお仕事体験博を令和4年度に3回開

催しております。この体験博は、定員は親子10組20名でしたが、応募数は定員を超え、県外からの応募もいただいたと聞いております。

ここ数年は、コロナ禍にあつて観光業は大変厳しい状況にあり、物部川エリアへの観光誘客等を図る物部川DMO協議会としても、徐々に成果に結びついてきたのではないかと考えております。今後も、他の地域と競い合う厳しい環境ではございますが、情報発信やツアープランの提供、観光人材の育成、広域観光のブランディングなどに取り組んでいただき、物部川エリアへの観光客の増加に期待しているところでございます。以上でございます。

○議長（浜田和子） 前田学浩議員。

○14番（前田学浩） 私は、実は議員になる前は企画会社に勤めていたんですけど、そのときに四万十川、仁淀川、鏡川、それぞれ観光案内パンフレットも作ったり、小中学生向けの環境読本もそれぞれ作りました。でも、物部川から注文というか、企画自体がなかったんですよ。だから、それだけ弱い、ほかと比べたら。弱い中で何をするかというところで、DMO協議会さんのお知恵も借らないといけないと思ってるんですけど、修学旅行の実績が2校。2校っていうのは、多分あまり実績には上がらないとは思いますが、最後に述べられたように、高知に来たときの取り合いになると思いますが、DMO協議会だけじゃなくて、市の担当課、観光協会も含めてブランディングをさらに磨き上げてほしいというふうに思います。

最後に、市長にお伺いさせていただきたいと思います。

中心市街地の姿が随分変わってきました。ただ、この市のダイナミックな変化に観光行政は追いついていないように感じますが、市長のお考えを、今日私が指摘させていただいた分も含めまして御所見をお聞かせください。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） 南国市の中心市街地につきましては、都市計画道路の整備が進んできたということと、その周辺に海洋堂SpaceFactoryなんこく、また地域交流センターM I A R E！など大きな施設が完成したということで、随分まちの形は変わってきたように思っております。また、今後につきましても図書館、そしてシンボルロードの整備も進むようになっておりますので、さらにまちのイメージアップが図れるようにはなつてこようかと思っております。

観光につきましては、今までも観光資源としまして、岡豊地区には長宗我部元親の居城跡の岡豊山、また国分地区には紀貫之邸跡、国分寺比江廃寺塔跡など、歴史的資源が多く存在しております。中心市街地では、今申しましたとおり、海洋堂SpaceFactoryなんこくや、この後シ

ンボルロードも整備が進みますので、そういったところへも来ていただきたいと思うと同時に、南部ではスポーツセンタータワーという、現在日本では最大クラスではないと言われるタワーもでき、その周辺には防災広場も整備が進んでおるところでございまして、もうすぐできるところでございます。そこと同時に、南部には掩体群等戦争遺跡も多数存在しており、そちらへの観光、周遊ということも考えることができるのではないかというようにも思うところがございます。

今後も、南国市観光協会や物部川DMO協議会、また観光案内人の会などの皆さんと連携して、国内外の観光客や観光会社等への発信をすることによりまして、一人でも多くの観光客に来ていただけるよう取組を進めてまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

○議長（浜田和子） 前田学浩議員。

○14番（前田学浩） 次に、公共交通についてお伺いたします。

市民の要望からの市長の公約の一つでもあった公共交通の見直しですが、市長からは関係課長にどのような指示を具体的にしたのか、まずお伺いたします。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） 2期目の選挙期間中、地域の皆様からの声として、買物や通院などの生活の足として、コミュニティバス、南国市のNACOバスの充実ということにつきまして御要望をいただきました。特に、中心部におきまして、都市機能や公共施設が集中してきておるとい状況でありますので、周辺部の地域の皆様が公共交通を利用して、NACOバスを利用して中心部に移動ができるよう、乗り継ぎができるよう、公共ネットワークの整備ということを示したところがございます。以上です。

○議長（浜田和子） 前田学浩議員。

○14番（前田学浩） 公共交通は、自家用車保有の社会的背景もあり、車を持っている方にとっては、免許証を返納するまではある意味不要でもあるとも言え、いわゆる交通弱者のためのものであると思います。また、これまで議員向けの公共交通維持の説明会が過去にもありましたが、交通弱者のために必要であると何度も説明を受けてきたと思いますが、その理解で今もよろしいでしょうか。

○議長（浜田和子） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 本年3月に策定をいたしました南国市地域公共交通計画におきましても、計画の趣旨といたしまして、公共交通は自家用車などの移動手段を持たない児童や高齢者などの生活に欠くことのできない社会インフラと位置づけをしております。地域公共

交通につきましては、通勤、通学や買物、通院など幅広く利用され、また誰もが利用できるものではございますけれども、特に運転免許返納者を含む交通弱者のためには欠かすことのできない移動手段であると考えております。

○議長（浜田和子） 前田学浩議員。

○14番（前田学浩） 前浜・パークタウン線のとさでん交通が運行している路線バスについてお伺いいたします。

前浜から十市の県住までについて、交通弱者の利用度は高いと判断されているでしょうか。あの路線は交通弱者にとって必要と判断されていますか、お答えください。

○議長（浜田和子） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 交通弱者の定義につきましては、国土交通省において身体障害者、高齢者等と位置づけをしておりますので、これにより答弁をさせていただきます。

前浜・パークタウン線につきましては、ＩＣカード「ですか」による利用データを見てみますと、交通弱者の利用者数は全体の41%となっております。交通弱者の利用度は高く、この路線につきましては必要であると判断をしております。

○議長（浜田和子） 前田学浩議員。

○14番（前田学浩） もっと具体的に、前浜線について交通弱者の利用度を調べたことはあるでしょうか。私が見る限り、通勤時間帯以外、ほとんど乗客者が乗っているのを見たことがないのですが、前浜、十市の県住までの交通弱者の利用をもう少しお教えてください。

○議長（浜田和子） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 前浜・パークタウン線の区間のうち、前浜から十市の県住までの区間につきまして、令和4年4月から本年3月までのＩＣカード「ですか」による利用データを基にお答えをさせていただきます。

区間につきましては、前浜車庫から県住前までのバス停23か所とし、交通弱者につきましては高齢者を65歳以上、障害者につきましては全ての年齢として集計をいたしました。まず、高齢者65歳以上の年間利用者につきましては、上下便合わせて2,613人、1人平均7.2人が利用されております。これは、全体の8,026人に対して32.6%となっております。また、障害者につきましては、上下便合わせて722人、1日平均1.98人が利用されており、全体の9%となっております。合計をしますと、交通弱者としての利用者数につきましては年間3,335人で、1日平均9.1人となっております、全体8,026人の41.6%となっております。

なお、事業者から実際の運賃方法について、ＩＣカードと現金の割合につきましては50対

50という割合とお聞きしておりますので、実際の利用者数につきましては、先ほどの数の2倍ということになります。以上です。

○議長（浜田和子） 前田学浩議員。

○14番（前田学浩） 先ほどの数の2倍ということでしたら、1日平均18人ぐらいですね。ちょっと私もこれを調べてみましたら、往復24便毎日走っているわけですので、便当たり0.75人ということですので、私がふだん見てる感じがこんな感じかなというふうに思っております。維持費の高い路線バスをこのまま続けていくのかなというところで疑問はありますが、今回はこれまでにとどめておきます。

次に入ります。

今年の企画課の分厚い資料での説明会がありました。資料の分厚さとはまさに反比例の、中身があまりなく、全く市民が求める公共交通の進展が見られたものではありませんでした。私は会の質問で、結局何もできないということでしょうかという質問をしたわけですが、もう一度確認をいたします。長い公共交通の会議を、大学の先生なども入れてやってきたと思いますが、実際にどこがどう変わって市民サービスがどう向上したのか、また何をするのか再度お教えてください。

○議長（浜田和子） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 本年3月に策定をしました南国市地域公共交通計画では、基本方針から始まりまして、3つの基本目標、7つの施策、13の具体的事業により、持続可能な公共交通を目指すこととしております。具体的な中身を抜粋して説明いたしますと、公共交通空白地域への対策といたしまして、一般乗合タクシー事業者の協力によるデマンド交通の導入を計画をしております。また、北部山間地域をエリア運行します乗合タクシーせいらんとうめの里交通につきましては、現在の5便から4便を増便をいたしまして、この4便につきましては、コミュニティバスに乗換えしなくても、直接市の中心部へ行くことができるワンストップアクセスの導入を予定をしております。また、利用しやすい環境整備といたしまして、JR後免駅前広場の整備後に、敷地内にシェルタータイプのバス停留所を設置いたしまして、鉄道の二次交通としての機能強化を計画をしております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 前田学浩議員。

○14番（前田学浩） これについて、市長は公約の実現という観点から満足であるというふうにお考えでしょうか。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） 私の公約の一つとして、NACOバスの路線と運行の充実を掲げておるところでございますが、現状ではまだ満足できるものにはなっていないというのが正直なところでございます。路線の見直しについては、現在市中心部の街路及びJR後免駅前広場の整備を継続的に進めておりまして、その進捗に合わせ、路面電車や他のバス路線事業者と競合する区間の見直しも含め、最適な運行ルートを検討することとしております。また、計画に掲げました公共交通空白地域の解消に向けては、一般乗合タクシー、一般乗用タクシー事業者の協力によるデマンド交通の導入を予定しており、利用者や運行時間等に一定の条件をつけた上で実証運行が開始できるよう、現在関係機関と調整を図っているところでございます。市民の皆様からも関心の高い公共交通でありますので、要望に応じていきますよう、事業者及び関係機関と調整し、進めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（浜田和子） 前田学浩議員。

○14番（前田学浩） さて、これまで私を含め多くの議員が公共交通についての質問をし、総務常任委員会では何度も先進地事例の視察も行きましたが、正直あまり変化があったとは思えません。私は、さきに言いました今年の企画課の説明会の中で、公共交通の分野が4期16年議員をしている中で一番進歩がないと多少厳しく言わせてもらいましたが、課長は長く企画課の課長をされておりますが、実際課長を担当してからどの面がどう変わって、市民サービスがどう向上したのか教えてください。コミュニティバスを走らせたり、予約型乗合タクシーもしたりしておりますが、結局市民要望がいまだにここまで多いというのは、結果として市民サービスに応えることができていないと判断できます。また、先日公表されたバスロケーションシステムの導入ですが、これも今の市民要望からちょっと離れているようにも思います。企画課長は、どこが市民から評価されていないと思っているのでしょうか、お答えください。

○議長（浜田和子） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 南国市コミュニティバスにつきましては、市内バス路線から、とさでん交通株式会社の退出を受けまして、令和元年10月から4路線で運行を開始をしております。その際、運転手不足を課題とする中、新たな事業者参入に最大限配慮をして取り組みまして、市内タクシー事業者への運行委託によりスタートをしております。路線につきましては、とさでん交通の路線を基本引き継いだ上で、集落拠点といたしまして岩村公民館、十市公民館、岡豊公民館を新たに路線に加えました。

また、運賃について、従前の三角運賃から、市内周辺部から中心部への利用につきましては、基本定額200円という設定としております。令和2年10月からは、医療センター～十市～後免

線において、緑ヶ丘経由の増便、また植田～J A高知病院線では、植田から領石の区間におきまして、フリー乗降区間の導入をいたしました。さらに、NACOバスと本市乗合タクシーに乗り継ぎ割引を導入したところでございます。同じくして、高知東部交通株式会社のバス路線であります安芸線とNACOバスとの接続の強化といたしまして、ダイヤ調整を行いまして、病院等への利用を改善をいたしました。また、令和4年度には、免許返納者への運賃半額割引を導入いたしました。移動手段の確保がより求められる利用者への支援を開始をいたしました。

議員から御指摘のございましたバスロケーションシステムにつきましては、車載器の設置や運用につきましてはこれからとなりますけれども、NACOバスをはじめとする生活路線バスの現在地や、停留所へ向かう目安時間等が確認できるということで、利用者はもとより運行管理者にとっても有用なシステムであると考えております。

NACOバス導入から本年度で5年を迎えるわけですが、これまで見直しも行ってきたところでございますけれども、1路線1台の車両で運行しているということで、便数が増やせないということでもありますとか、幹線の定時路線運行では利用者のニーズに十分応えられていないということが、満足度につながらない要因であるというふうに考えております。新しい計画におきましては、公共交通空白地域の解消に向けましてデマンド交通の導入を予定しておりますので、実証運行を行った上で、NACOバスの運行と併せて、公共交通の最適化を図っていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 前田学浩議員。

○14番（前田学浩） 公共交通の改善については、多くの関係団体、また官庁が絡んでいるから進めにくいという面も分からないことはありませんが、あまりにも他県、他市の進んでる自治体と比べて、変化、改善の足音が聞こえてきません。

今回は、私は公共交通とスクールバスについて質問をいたします。質問の資料としては、国土交通省四国運輸局が平成29年3月にまとめられたスクールバスと路線バスの役割分担による効率的、効果的なバスネットワークの形成に関する調査のものからお伺いいたします。

まず、この資料について、これまで南国市の公共交通の会議で議論したことはあるでしょうか。

○議長（浜田和子） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 現在、本市スクールバスに関しましては、路線バスと運行経路が重複する区間もありますが、特認校として校区外からの児童の通学する奈路小学校、白木谷小学校、また校区が広範囲にわたる久礼田小学校には、それぞれスクールバスを通学専用と

して運行することによって、児童の通学を保障しております。また、朝夕の登下校時の運行以外にも、学校や保育・幼稚園の行事などでこのバス車両を活用をしておるところでございます。そのため、通学する児童の状況によって、柔軟な走行経路の変更などが必要となる本市の小学校スクールバスの運行につきましては、路線バス等の公共交通とは別に確保すべき移動手段と位置づけをしております。

こうしたことから、現段階ではスクールバスに関して、本市地域公共交通会議で議論をされてはおりませんが、今後地域の貴重な交通資源として、効率的な交通ネットワーク形成に向け、議論していく必要があると考えております。

○議長（浜田和子） 前田学浩議員。

○14番（前田学浩） この報告書は、少子化、過疎化の進展により全国的に学校の統廃合が進んでいることから、通学区域の拡大等によりスクールバスを運行している市町村が多い現状があり、また市町村の財政状況が厳しさを増す中、限られた予算の中でこうした移動ニーズに対応するため、既存のスクールバスや民間路線バスなど、地域にある交通資源を有効に活用し、効率的、効果的なバスネットワークの形成が求められているという背景があります。四国運輸局の報告書では、地域の移動手段確保に当たって市町村の役割が期待される中、四国における市町村のスクールバス等の通学手段確保の取組について調査を行い、その特徴、傾向等を探り、今後市町村担当者が効率的、効果的なバスネットワークの形成について検討を行う上で参考になるようまとめられたものですので、また再度見直してもらいたいと思います。

さらに、この報告書は、四国内だけでなく国内他県のバイブルのように扱われております。少し同僚議員にも問題の共有をしてもらいたいと思いますので、長くなりますが説明をさせていただきます。

報告書の内容により、スクールバスは一般的に朝夕の通学時間しか運行されておらず、多くの場合毎日利用する人数も決まっているため、空いている時間や空席を地域住民のためにうまく活用できないかというアイデアはよく出てきます。地域公共交通計画の中で求められている輸送資源の総動員の中にもスクールバスは例示されており、その活用が期待されています。また、活用の検討がされるべきだとも思います。

さらに続けて、スクールバスの活用と書きましたが、実際には子供たちと地域住民と一緒に利用する方策として3つのパターンが上げられます。1つ、混乗化。これまでのスクールバスに地域住民が混ざって乗車するタイプ。乗合化。一般的な乗合バスに子供たちが乗車するケース。共有化。同じ車両を共有し、スクールバスの利用時間以外に乗合バスとして通行するパタ

ーンであるようです。それぞれのメリット、デメリットを比較しながら、それぞれの自治体で検討が必要だとも述べられておりました。スクールバスの導入と併せて、バス交通のみならず既存の交通体系全般の見直しを図った事例もあり、スクールバスに関する今後の方向性として、総合的な交通体系の中で検討する重要性があります。同僚議員の皆さんと共通理解をするために、四国運輸局の報告書から少し説明させていただきました。

最後に、市長にお伺いいたします。

今後、大篠小学校と日章小学校の再編や、三和、稲生、大篠小の一部の再編小学校の話が進んでいけば、いずれにしてもスクールバスの活用が求められるようになります。それは、同時に市内全体のドライバーの数の減少も含めて、市として全体を見通した公共交通のまさに企画が求められていくと思います。

市長に今後の御所見を最後にお伺いいたします。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） 先ほど企画課長から答弁もありましたが、児童の通学を保障するために、現在3つの小学校におきましてスクールバスを通学専用として運行しておりますが、議員が言われますとおり、今後小学校の在り方を検討する場合におきましては、児童の移動手段や安全確保を考えていくことが求められ、新たなスクールバスの運行も当然検討されることであると思います。その際には、議員に御紹介いただいたとおり、混乗化なのか、乗合化なのか、共有化なのか、そういった内容があるかと思いますが、スクールバスを有効活用するということは考える必要があるというように思います。それらを含めまして、今後公共交通の企画、デザインというものが求められるものであると思っております。以上です。

○議長（浜田和子） 前田学浩議員。

○14番（前田学浩） 御答弁ありがとうございました。

最近のニュースで気になったことは、まさに菅前首相が言われたカーシェアリングの件でありまして、もう既に60か国では行っているカーシェアリングが、菅首相の発言により国内でも進んでいくんじゃないかなというふうを感じるようになりました。このカーシェアリングを含めて、市民要望がいまだに高い公共交通の見直しについては、企画課をはじめとして、さらに練った総合計画というものを再度つくっていただきたいというふうにも思いますし、今述べましたカーシェアリングについては、まだまだ南国市においては、カーシェアリングのドライバーだけを考えれば十分満足する人数はあるのではないかと。それを生かせば、市民要望にも応えることができるのではないかとというふうに感じました。以上で私の一般質問を終わります。あ

りがとうございました。

—————\*—————

○議長（浜田和子） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

明6日の議事日程は、一般質問であります、開議時刻は午前10時、本日はこれにて延会いたします。

御苦労さまでした。

午後1時47分 延会